

札幌市農業経営安定強化事業交付要綱

令和5年（2023年）3月31日 経済観光局長決裁
（最終改正 令和8年4月14日 経済観光局長決裁）

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 補助金の交付申請等（第4条－第11条）
- 第3章 補助事業の遂行等（第12条－第19条）
- 第4章 補助金の返還等（第20条－第21条）
- 第5章 雑則（第22条－第24条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市において農業の生産振興を図る目的により、市内農業者が行う農業用機械・施設等（以下、「機械等」という。）の導入に係る事業を支援するものである。

（基本原則）

第2条 市長が予算の範囲内において交付する札幌市農業経営安定強化事業に係る補助金（以下「補助金」という。）については、札幌市補助金等交付規則（令和8年札幌市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この要綱において「事業実施主体」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき認定された、「認定農業者」及び「認定新規就農者」、札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成7年1月24日経済局農務部長決裁）に基づき登録された、「札幌市中核農家（以下「中核農家」という。）」、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された「農業協同組合」をいう。

2 この要綱において「補助対象者」とは、事業実施主体のうち、補助金の交付の対象となる者をいう。

3 この要綱において「法令等」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）要綱及び本市の規則等をいう。

第2章 補助金の交付申請等

（補助金の交付対象事業）

第4条 交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助率は別表1に定めるとおりとし、事業対象経費の下限額は20万円（税抜き）とする。

2 農道整備、用排水施設整備、農地造成等の基幹的な事業にあつては農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づき設定された「農用地区域」とする。

3 本事業の申請と併せて、国や道など他の補助事業へ同一内容の申請を行っている場合は、本事業の対象から除外する。

(補助金の交付対象者等)

第5条 補助対象者は市内に在住する者で、受益地は市内の農業振興地域の農地、市内施設とする。ただし、事業実施主体が法人等の場合においては、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ構成員の4分の3以上の者が市内に住所を有するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団又は暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 農地法(昭和27年法律第229号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)その他法令等に違反していないこと。

(4) 国・道の補助事業において、目標年度を過ぎて目標未達成の事業がないこと。ただし、認定新規就農者に係る補助事業については、この限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1に定める交付対象事業に係る経費及び同表に定める補助率により算定した額(以下「算出額」という。)とする。

2 算出額は、連続する3カ年の合計額が300万円を超えないものとする。ただし、農業協同組合が実施する本市農業活性化に向けた取組みについては、単年度につき300万円を上限とする。なお、算出額の算定に当たって、同一世帯の者は、一の事業実施主体とみなす。

3 補助金の交付は千円単位とし、算出額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする事業実施主体は、市長に対し、市長が指定する日までに事業計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事業計画の審査)

第8条 市長は、前条の事業計画書を審査し、採択したときは、補助金採択通知書(様式第2号)により当該事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする事業実施主体は、市長に対し、市長が指定する日までに補助金交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 事業実施主体は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額

として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

4 国の補助事業に採択された事業において、市費の上乗せ補助を希望する事業実施主体は、第 1 項の規定に準ずる。

（補助金の交付決定）

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定するものとする。

（交付決定の通知）

第 11 条 市長は、交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を当該事業実施主体に通知するものとする。

第 3 章 補助事業の遂行等

（契約等）

第 12 条 補助対象者は、事業の契約に当たっては、原則として入札又は見積合わせを行うこととする。ただし、中古品を取得する場合はメーカーの残存耐用年数を証する書類の提出を必須とする。

2 補助対象経費の支払いは、原則として口座振替、振込とし、クレジットカード等のポイントが付与される支払いは交付対象外とする。

（事業内容の変更等）

第 13 条 補助対象者は、第 9 条の規定により提出した書類の記載事項に相違して補助事業を遂行する必要が生じたとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の軽微な変更であって、補助金額の増額を伴わないものとして市長が認める場合については、この限りでない。

2 前項の補助事業変更等申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（変更等の決定の通知）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の補助事業変更等申請書を受理したときは、第 10 条及び第 11 条の規定により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書（様式第 6 号）によりその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条第 1 項の承認をしないものと決定したときは、速やかにその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(概算払)

第15条 補助対象者は、概算払の申請をしようとするときは、市長に対し、補助金概算払請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 前項の概算払請求書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、概算払を決定したときは、補助金概算払決定通知書(様式第8号)により当該概算払決定の内容を、当該補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、概算払をしないものと決定したときは、速やかにその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長に対し、補助金の交付申請をした年度の3月15日(土曜日・日曜日・祝日の場合はその直前の開庁日)までに、実績報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第9条第3項のただし書により補助金の交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

4 前項の補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助対象者については、減額分を上回る部分の金額)について、消費税仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

5 補助対象者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合は、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年3月31日までに、市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合にあつては、消費税の申告状況を確認できる書類(確定申告書の写しその他市長が求めるもの)の提出をもって、報告に代えることができるものとする。

6 第4項の消費税仕入控除税額報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事業評価)

第17条 補助対象者は、前条第1項の規定による実績報告を行う場合、市長に対し、事業評価書(様式第11号)を提出しなければならない。ただし、事業効果が事業実施年度の翌年以降に発揮される場合など、やむを得ない場合に限り、事業評価書の提出期限は事業の効果が得られた年度末の3月31日(土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の開庁日)までとする。

2 前項の事業評価書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、第16条第1項の規定による報告を受けた場合においては、同項の報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書

(様式第 12 号) によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により確定した補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額と交付決定の額又は変更した交付決定の額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第 19 条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助対象者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、第 15 条の規定により概算払を行っている場合は、この限りではない。

2 補助金は、第 10 条第 1 項の規定により交付決定を行った年度と同年度内に完了した事業について交付する。

第 4 章 補助金の返還等

(交付決定の取消し)

第 20 条 市長は、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、第 18 条の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取消した場合において当該取消した部分に関し既に補助金が交付されているとき、又は補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しが前条第 2 項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取消することができる。

3 補助対象者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面並びに補助金の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第 5 章 雑則

(財産の管理等)

第 22 条 市長は、補助対象者が整備した機械等について、補助金の交付の目的及び当該機械等の耐用年数（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) 第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。) を勘案して処分の制限期間(以下「処分制限期間」という。)を別表 2 に定めるものとする。

2 補助対象者は、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳(様式第 13 号)を備えおくものとする。

3 補助対象者は、処分制限期間中、財産管理台帳に従って適正に財産を管理しなければならない。

(財産の処分制限)

第 23 条 補助対象者は、機械等について、やむを得ない事情により処分制限期間内に、処分、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保(以下「処分等」という。)に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第 14 号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の財産処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、機械等の処分等を認める決定をし、財産処分承認通知書(様式第 15 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により、補助対象者が取得財産の処分等を行うことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第 24 条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、札幌市農業基盤整備事業補助要綱(平成 9 年 3 月 31 日付け経済局長決裁)は廃止する。ただし、要綱第 5 条第 2 項の規定は、札幌市農業基盤整備事業の実績を引き継ぐものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

様式

- 1 事業計画書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第1-1号）
- 3 補助金採択通知書（様式第2号）
- 4 補助金交付申請書（様式第3号）
- 5 収支予算書（様式第3-1号）
- 6 消費税及び地方消費税免税事業者申出書（様式第3-2号）
- 7 補助金交付決定通知書（様式第4号）
- 8 補助事業変更等申請書（様式第5号）
- 9 補助事業変更等決定通知書（様式第6号）
- 10 補助金概算払請求書（様式第7号）
- 11 補助金概算払決定通知書（様式第8号）
- 12 実績報告書（様式第9号）
- 13 収支決算書（様式第9-1号）
- 14 振込口座届出書（様式第9-2号）
- 15 消費税仕入控除税額報告書（様式第10号）
- 16 事業評価書（様式第11号）
- 17 補助金確定通知書（様式第12号）
- 18 財産管理台帳（様式第13号）
- 19 財産処分承認申請書（様式第14号）
- 20 財産処分承認通知書（様式第15号）